

よくあるご質問

パートナーシップ証明は、誰でも申請できるのですか？

A

戸籍上の性別が同一であり、二人が次のすべてに該当することが必要です。

渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること。

申請時において2人の住所は別でもかまいませんが、双方が渋谷区に居住し、住民登録をしていることが必要です。

20歳以上であること。

配偶者がいないこと及び相手方当事者以外のパートナーがいないこと。

近親者でないこと。

パートナーが渋谷区外に住んでいますが、申請できますか？

A

二人が、「渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること」が要件となりますので、対象とはなりません。

申請時において、双方が渋谷区に居住し、住民登録をしていることが必要です。

なお、この場合、申請の時点で二人が同居している必要はありません。

証明書の申請に当たって、必要な書類を教えてください。

A

次の書類が必要になります。

- ・ 二人それぞれの戸籍謄本または戸籍全部事項証明書（3か月以内のもの）
- ・ 公正証書の正本または謄本

このほか、本人確認のための書類（次のいずれか1点）を提示していただきます。

運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カード、在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）など

公正証書は、「任意後見契約公正証書」と、「合意契約公正証書」の2種類の公正証書の正本または謄本が必要になります。

ただし、特定の事由に該当する場合については、「合意契約公正証書」のみによって証明を行うことができるものとしています（3ページを参照してください。）

詳細は、次の資料をご覧ください。

「渋谷区パートナーシップ証明発行の手引き」

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/est/oowada/pdf/partnership2b.pdf>

「渋谷区パートナーシップ証明任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き」

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/est/oowada/pdf/partnership3c.pdf>

公正証書の作成には、どの程度の経費がかかりますか？

A

「任意後見契約公正証書」と、「合意契約公正証書」作成のために、それぞれ経費がかかります。

ただし、例えば、申請者の双方又は一方が、生活基盤や財産を形成する過程にあり、任意後見契約の締結が困難である場合などについては、特例により、「合意契約公正証書」のみによって証明を行うことができるものとしています。この場合には、「合意契約公正証書」作成手数料のみとなります（詳細は、3 ページを参照してください。）

任意後見契約公正証書の作成手数料等

パートナーシップ証明に当たっては、二人が、相互に相手方を任意後見受任者の一人とする任意後見契約公正証書を作成する必要があるため、この場合は、次の合計金額×2人分となります。

- ・ 公証役場の手数料 1万1000円
証書の枚数が4枚を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算
- ・ 法務局に納める印紙代 2,600円
- ・ 法務局への登記嘱託料 1,400円
- ・ 書留郵便料 約540円
- ・ 正本謄本の作成手数料 1枚250円×枚数×3通分

特例の場合は、こちらのみ
(3 ページ参照)

合意契約公正証書の作成手数料等

基本的には、次のとおりとなります。ただし、区が確認する事項以外の二人の任意の契約事項や、個々の公証人によって異なる場合もあるため、あらかじめ公証人に確認してください。

- ・ 公証役場の手数料 1万1000円
証書の枚数が4枚を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算
- ・ 正本の作成手数料 1枚250円×枚数

パートナーシップ証明に必要な公正証書は、どこの公証役場でも作成できますか？

A

渋谷区のパートナーシップ証明に必要な公正証書は、渋谷区内の公証役場だけでなく、どこの公証役場でも作成することができます。

各公証役場には、渋谷区のパートナーシップ証明に対応した公正証書の文例サンプルが周知されています。

公正証書に記載する場合の文例サンプルは、次の資料に記載されています。

「渋谷区パートナーシップ証明任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き」

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/est/oowada/pdf/partnership3c.pdf>

任意後見契約公正証書と合意契約公正証書の2種類の公正証書は、必ず必要なのでしょうか？

A パートナーシップ証明の確認に当たっては、「任意後見契約公正証書」と「合意契約公正証書」の2種類の公正証書による確認を原則としていますが、次に該当する場合については、「合意契約公正証書」のみによって証明を行うことができるものとしています。

どのような場合に該当するのか

相手方以外の者を任意後見受任者とする任意後見契約を締結し、又は締結しようとしており、かつ、相手方がこれに合意しているとき。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第3条に規定する性別の取扱いの変更の審判を受ける前の性同一性障害者で、性別の取扱いの変更の審判を受けた後、婚姻することを当事者間で合意しているとき。

生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき。

上記のほか、区長が合理的な理由があると認めるとき。

「生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき。」とは、生活基盤や財産を形成する過程にあり、将来の生活設計が明確になっているとは言えない段階であることから、任意後見契約の締結に当たり、任意後見受任者に代理権を付与する範囲（財産の管理・保存・処分、金融機関との取引、相続、保険、介護契約、住居等に関する事項等）を特定することが困難である場合を言います。

上記のいずれかに該当するときは

合意契約公正証書に、次の事項を明記する

上記のいずれかの事由を合意契約公正証書に明記し、併せて次のア及びイを明記する必要があります。

- ア 当事者の一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、他方当事者は、当該人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、当該人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況を配慮すること。
- イ 当事者間で必要が生じたときは速やかに、任意後見契約に係る公正証書を作成すること。

区で明記されていることを確認

「任意後見公正証書」に代えて、上記「合意契約公正証書」により証明

公正証書に記載する場合の文例サンプルは、次の資料に記載されています。

「渋谷区パートナーシップ証明任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き」

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/est/oowada/pdf/partnership3c.pdf>

「合意契約公正証書」のみによって証明が行われる場合の該当事由に、「相手方以外の者を任意後見受任者とする任意後見契約を締結し、又は締結しようとしており、かつ、相手方がこれに合意しているとき。」とありますが、どのような場合が該当しますか？

A すでにパートナー以外の第三者（弁護士、司法書士等）と任意後見契約を締結している場合や、第三者とこれから締結しようとしている場合です。

「合意契約公正証書」のみによって証明が行われる場合の該当事由に、「生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき。」とありますが、どのような場合が該当しますか？

A 生活基盤や財産を形成する過程にあって、将来の生活設計が明確になっているとは言えない段階であることから、任意後見契約の締結に当たり、任意後見受任者に代理権を付与する範囲（財産の管理・保存・処分、金融機関との取引、相続、保険、介護契約、住居等に関する事項等）を特定することが困難な場合です。

「合意契約公正証書」のみによって証明が行われる場合の該当事由のうち、「生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき。」とありますが、渋谷区では、これをどのように確認するのでしょうか？

A 3ページに記載のとおり、これらの事由が、合意契約公正証書に明記されていることにより確認をします。

「合意契約公正証書」のみによって証明が行われる場合に、合意契約公正証書に明記しなければならない事項として、「当事者の一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、他方当事者は、当該人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、当該人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況を配慮すること。」とありますが、これは、どのような意味なのでしょう？

A 原則、任意後見契約公正証書が必要なところ、特例により、合意契約公正証書のみにより証明を行うこととなるため、任意後見契約の締結に代わるものとして、「任意後見契約に関する法律」に規定されている身上配慮義務等を趣旨とした内容を明記していただくものです。

パートナーシップ証明書の交付には、経費がかかりますか？

A 証明手数料として 300 円がかかります。

証明書を申請してから証明書の交付までは、どの程度の時間がかかりますか？

A 申請を受付けてから 3 日程度かかります（書類に不備がある場合等を除きます。）
申請受付けの際にお渡しする「受付票兼証明書交付引換証」に受取り可能な日が記載されています。その日以降に住民戸籍課窓口にお越しください。

証明書の申請手続きは、どのように行うのですか？

A 次の流れとなります。

事前相談

手続きの方法や必要書類、公正証書の作成方法など、ご不明な点がございましたら、下記にご相談ください。

【問い合わせ先 渋谷男女平等・ダイバーシティセンター<アイヌ> 03-3464-3395】
休館日(月曜・第3日曜・祝日の翌日・年末年始)を除く、午前9時～午後5時

申請

区役所住民戸籍課窓口（区役所仮庁舎第一庁舎東棟1階）で受け付けます
（月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時）

申請される方本人が、お2人でお越しください。本人以外の方の申請、おひとりだけの申請は受け付けません。また、郵送等での申請は受け付けていません。

申請の際に提出いただく書類については、1ページをご覧ください。

申請を受付けたときに「受付票兼証明書交付引換証」をお渡しします。

窓口でパートナーシップ証明書の申請であることを伝えていただいたのち、別室にご案内します。

内容確認(審査)

区長は、申請の際に提出された書類について、パートナーシップ証明書をする要件を備えているかどうかの確認（審査）をします。

確認(審査)終了までに3日間程度かかります(書類に不備がある場合等を除きます)。

申請を受付けた後でも、事実関係を調査する必要があると認められる場合には、質問をしたり、文書等の提示を求めたりする場合があります。

証明書の発行

申請を受付けたときにお渡しした「受付票兼証明書交付引換証」に受取り可能な日が記載されています。その日以降に住民戸籍課窓口にお越しのうえ、証明書を受け取ってください。

証明手数料として、300円の手数料がかかります。

受取は、申請された方のうちどちらかおひとりの来庁でかまいません。受取の際には、本人を確認できる書類（運転免許書、パスポート、在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）など）を提示してください。

証明書は1通のみの発行となります。紛失、き損等の事情がある場合を除き、再発行できませんので、大切に保管してください。

パートナーシップ証明書の交付を受けていることを、他の機関等に証明書類として提出する必要があるときは、証明書を再交付してもらえますか？

A

証明書は1通のみの発行となるため、紛失、き損等の事情がある場合を除き、再発行できません。

他の機関等に証明書類として提出する必要があるときは、渋谷区パートナーシップ証明書交付済証明書（1通300円）を発行します。この場合、渋谷区パートナーシップ証明書交付済証明願を提出していただくことになります。

渋谷区外へ転出した場合、何か手続きは必要ですか？

A

渋谷区パートナーシップ証明書返還届を提出し、証明書を返還していただきます。

一方の人だけの転出でも届出は必要となります。ただし、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一方の人が一時的に渋谷区から他区市町村へ住所を異動する場合は、届出は必要ありません。

同居している二人が渋谷区内で転居した場合は、届出は必要ありません。

パートナーとのパートナーシップを解消した場合、何か手続きは必要ですか？

A

パートナーシップ解消届を提出し、証明書を返還していただきます。

解消届は、当事者の一方の人からの届出で受け付けますが、届出をした人は、相手の人に渋谷区（区長）に届を提出したことを必ず通知するようにしてください。